

令和3年9月30日招集

9月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度9月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年9月30日(木)午後1時59分から午後2時34分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (20人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	6番	小熊義信	7番	山岸信一
8番	成田誠一	9番	内藤浩一	10番	谷澤康雄
11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫	13番	鈴木金一
14番	別所正幸	15番	神田和博	16番	石塚絹代
17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博
8番	大坂豊(農地利用最適化推進委員)				
19番	新保孝修(農地利用最適化推進委員)				

4 欠席委員 5番 鈴木健二

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第46号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第47号	事業計画変更承認申請に関する処分決定について
議案第49号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第48号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

(3)部会所掌外

議案第50号 新潟市中央農業委員会文書事務取扱要領の廃止について

議案第51号 新潟市中央農業委員会行政文書管理規程の制定について

(4)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	伊藤洋	農政振興係長	八百板恵	管理係主査	遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより9月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。5番鈴木健二委員、以上1名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、調査委員長として農地利用最適化推進委員の大坂豊委員、新保孝修委員からもご出席いただいております。よろしくお願いいたします。同委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ、議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(虎澤会長 挨拶)</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p>
議長(会長)	<p>(異議なし)</p> <p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。12番塚原幸夫委員、13番鈴木金一委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。新潟市中央農業委員会会議規則第5条の規定によると、議長は会長が務めることになっておりますが、農地部会及び農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長または部会長職務代理者から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。ご承認いただけますでしょうか。</p>
議長(会長)	<p>(異議なし)</p> <p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、坂井農地部会長職務代理者から、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長から議長を務めていただき、その他については私が議長を務めることにいたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長を坂井農地部会長職務代理者と交代いたします。</p>
議長(農地部会長職務)	<p>(坂井農地部会長職務代理者 挨拶)</p>

<p>代理者)</p>	<p>議事の都合上、追加の議案第49号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第46号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第47号事業計画変更承認申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>農地係の伊藤でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大形地区で2件、横越地区で1件の計3件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、石山地区で1件、大形地区で1件、大江山地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計6件です。事業計画変更承認申請に関する処分決定が、曾野木地区で1件です。今月の議案件数は合計で、10件となります。また、すべての案件が、調査委員会に付されておりますので、私からの説明は割愛させていただき、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長(農地部会長職務代理者)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>第1地域調査委員長の大坂です。第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第3条申請が2件、第5条申請が4件、事業計画変更申請が1件でした。</p> <p>まず、追加議案第49号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲渡人は耕作できないため、譲受人は経営規模の拡大のため申請に至りました。申請地は東区下山1丁目と下山2丁目の畑2筆2,544㎡で、農用地区域内と農用地区域外です。世帯の経営面積は113.76aです。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。</p>

1 ページ 2 号は譲受人から事情聴取しました。農地を遺贈により取得するものです。譲受人は姪にあたり、法定相続人ではないため、申請に至りました。申請地は、東区一日市の田 10 筆と畑 7 筆の計 17 筆 9,942 m²で農用地区域内と農用地区域外です。世帯の経営面積は 61.68 a です。農業従事者は 1 名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

次に、議案第 46 号農地法第 5 条許可申請についてです。1 ページ 1 号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、高等学校建築敷地に転用するものです。転用者は、中央区内で高等学校を運営していますが、校舎の敷地が新潟県が施行する鳥屋野潟湖岸堤整備事業の事業区域となるため、校舎を移転することになり、申請地に校舎を建築するため今回の申請に至りました。申請地は中央区南長潟の田 2 筆 3,910 m²と畑 4 筆 1,185 m²の計 6 筆 5,095 m²、同時利用地を含めた総面積が 5,378.62 m²です。農地区区分は、申請地の西側に 10 ha 以上の農地の集団性があるため、第 1 種農地ですが、土地収用法に係る事業の用に供するため許可できるものです。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

1 ページ 2 号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在集合住宅に住んでいますが、子どもが生まれ手狭となり、個人住宅を建築するため申請に至りました。申請地は東区津島屋 4 丁目の畑 2 筆 181 m²です。農地区区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから第 3 種農地と判断しました。資金は自己資金と借入金で賄います。周辺に農地はなく、被害を考慮する必要がないことから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

1 ページ 3 号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、共同住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、江南区内で建設会社を経営しており、会社の従業員が優先的に入居できる共同住宅を建築するため申請に至りました。申請地は江南区北山の畑 493 m²です。農地区区分は、集落内にある 10 ha 未満の小

<p>議長(農地部会長職務 代理者)</p> <p>第2地域調査委員長</p>	<p>集団の農地のため第2種農地と判断しました。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>1ページ4号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。転用者は、不動産業を営んでおり、休耕状態となっている農地を分譲地として販売することで、集落の人口増加や地域の活性化につながると考え、申請に至りました。申請地は江南区酒屋町の畑3筆 868㎡ 同時利用地を含めた総面積が1,033.28㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから第3種農地と判断しました。資金は借入金で賄います。周辺に農地はなく、被害を考慮する必要がないことから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、議案第47号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてです。3ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。令和2年12月25日付けで第5条許可を得た案件につきまして、事業内容の変更があったものです。転用者は当初、建売住宅敷地として転用許可を受け、現在造成工事を施工していますが、建売住宅より要望のある特定建築条件付売買予定地に転用事業を変更することで、事業完了までの期間短縮を図るため申請に至りました。申請地は江南区楚川の畑2筆952㎡です。転用にあたり、当初の計画どおり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断しました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p> <p>推進委員の新保です。第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が1件、農地法第5条許可申請が2件、の計3件でした。</p> <p>初めに、追加議案第49号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。横越地区3号は、譲受人から事情聴取しました。農地を贈与により取得するものです。譲渡人が耕作出来ないことから、隣地の譲受人に相談したところ、両者合意し贈与で所有権を移</p>
---	--

<p>議長(農地部会長職務 代理人)</p>	<p>転するため申請となりました。申請地は、江南区沢海、畑2筆470㎡農用地区域内です。譲受人の経営面積は23,746㎡、農業従事者は3名です。農作業経験に問題はなく、耕作に必要な農機具も所有しています。経営農地は全て耕作されており、今後も耕作ができるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第46号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。議案書2ページ横越地区5号は、転用者の代理人より事業聴取しました。農地を売買で購入し住宅建築敷地に転用するものであります。転用者は将来、姉妹で母親の面倒を見るため、姉と隣同士で住宅を2棟建築できる土地を探していたところ、当該地が適地であることから申請となりました。申請地は、江南区藤山1丁目、畑1筆234㎡で、農用地区域外です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから原則許可できる第3種農地として判断しました。資金は借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に亀田地区6号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を売買で購入し、特定建築条件付売買分譲地に転用するものです。転用者は、不動産業を営んでおり、申請地が工業団地や複合施設にも近いことから住宅分譲として申請に至りました。申請地は、江南区早通6丁目、田2筆305㎡です。農地区分は、申請地東側が集団的に存在する農地で、概ね10ha以上の規模の区域であることから第1種農地に該当し原則不許可ですが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定にあたり、許可できるものと判断しました。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ただいまの事務局並びに調査委員長の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
----------------------------	--

議長(農地部会長職務 代理者)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第49号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可相当と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長職務 代理者)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、議案第46号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長職務 代理者)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定します。1ページ1号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。1号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。次に、議案第47号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、審議いたします。原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長職務 代理者)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告に移ります。</p> <p>報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の4ページになります。大形地区で1件、亀</p>

	<p>田地区で1件の計2件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の5ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。石山地区で1件、大江山地区で1件、曾野木地区で2件、横越地区で1件、亀田地区で3件の計6件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の6ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の8件について、照会がありました。石山地区で3件、大形地区で2件、鳥屋野地区で3件の照会で、現地確認のうえ非農地として回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の8ページをご覧ください。石山地区で1件、999㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の9ページをご覧ください。石山地区で2件、大形地区で4件、鳥屋野地区で2件、亀田地区で2件の計10件5,755㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長(農地部会長職務代理者)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農地部会長職務代理者)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>(別所農政振興部会長 挨拶)</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。議案第48号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いし</p>

農政振興係長	<p>ます。</p> <p>振興係の八百板です。別冊の議案第48号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと地区別実績表の合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、1件12,451㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が両川地区1件です。次ページが利用権設定による契約内容となっています。こちらは、相対で新規契約した案件になります。契約内容ですが、貸し人の相続登記が完了し、借り手に利用権設定したもので、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容となっています。以上が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画であります。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については一番下段に記載しているとおり、10月15日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、議案第48号新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(会長)	<p>坂井農地部会長職務代理者、別所農政振興部会長、ありがとうございました。それでは、部会所掌外の議事を進めます。本日追加の議案第50号新潟市中央農業委員会文書事務取扱要領の廃止につ</p>

<p>小林次長</p>	<p>いて、同じく追加の議案第51号新潟市中央農業委員会行政文書管理規程の制定について、関連がありますので一括して事務局の説明をお願いします。</p> <p>追加の資料の議案第50号新潟市中央農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、をご覧ください。市長部局において、新潟市公文書管理条例が10月1日に施行されることになりました。これに関連し、市長部局の新潟市文書規程が廃止されることになりました。行政委員会の中央農業委員会では、新潟市中央農業委員会文書事務取扱要領を定めていますが、廃止される市長部局の新潟市文書規程の例によっているため、これに伴い新潟市中央農業委員会文書事務取扱要領を廃止するものです。</p> <p>続きまして、追加の議案第51号新潟市中央農業委員会行政文書管理規程の制定について、をご覧ください。先ほどの議案第50号と関連しまして、市長部局において、先ほど廃止しました新潟市文書規程に代わり、新潟市行政文書管理規則が制定されることになりました。行政委員会である中央農業委員会事務局も、これに合わせ新潟市中央農業委員会行政文書管理規程を制定するものです。以上、ご審議よろしくお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第50号新潟市中央農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、原案のとおり承認と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。次に、議案第51号新潟市中央農業委員会行政文書管理規程の制定について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>

議長(会長)	<p>(異議なし)</p> <p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。以上で、本日の議案の審議並びに報告はすべて終了いたしました。その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p>
議長(会長)	<p>(なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料1 令和3年10月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。農地法関係の許可、届出ですが、5日、14日、25日が届出の締切日、11日が許可申請の締切日となっております。6日は、午後1時30分から北信越ブロック農業委員会女性委員研修会が新潟ユニゾンプラザでオンライン開催されます。女性委員から、ご出席いただきます。15日は、午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長から、ご出席をいただきます。午後3時30分からは、6農業委員会連絡協議会が、新潟グランドホテルで開催されます。虎澤会長、山岸会長職務代理者が参加されます。26日は、午後1時15分から東ブロック対策委員会が入札室で、また南ブロック対策委員会が301会議室で開催されます。午後2時から東ブロック、南ブロック合同耕作放棄地検討会が302会議室で開催されます。午後3時から第1地域調査委員会が入札室で予定されております。27日は、午後1時15分から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で、午後2時から、亀田・横越ブロック耕作放棄地検討会が302会議室で開催されます。また、午後3時から第2地域調査委員会が入札室で、農政振興部会が302会議室で予定されております。10月定例総会は、29日金曜日の午後2時から302会議室で開催いたします。業務予定については、以上でございます。</p> <p>続きまして、本日お配りした資料2をご覧ください。市議会農政議員連盟から、農業委員会に依頼があった新潟市農業振興地域整備計画再編におけるアンケートの集計結果がまとまりましたので、周知させていただきます。以上です。</p>

議長(会長)	ただ今、事務局から説明がありましたことについて、ご質問、ご意見はありませんか。 (なし)
議長(会長)	他に事務局からありませんか。 (なし)
議長(会長)	他にないようですので、以上で9月定例総会を閉会いたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 塚原幸夫

署名委員 鈴木金一
